

令和6年度京都府建設工事競争入札参加資格審査に係る工事成績の確認について

依頼書に記載された対象成績について、修正が必要な場合は連絡期限までに修正連絡を行ってください。
修正が不要な場合は連絡は不要です。連絡期限を過ぎた場合は、修正ができませんのでご注意ください。

- 対象成績** 京都府（教育委員会及び警察本部を含む）及び同建設交通部関係外郭団体が発注した、「契約額が100万円以上の工事及び草刈等の業務委託」又は「小修繕工事、道路凍結防止剤散布委託及び道路除雪作業委託」で、令和4年11月1日から令和5年10月31日までに完成検査が行われ、「工事成績評定表」又は「小修繕工事等成績評定表」により成績評定されたもの。
※共同企業体が請負者である工事の成績は、全ての構成員に対象成績として付与しています。
- 確認事項** (1)記載された対象成績以外に該当する成績が無いか確認してください。
(2)記載された対象成績の内容（①発注機関、②工種（※1）、③工事名又は工事番号、④契約額（※2）、⑤検査日、⑥工事成績（※3））に誤りが無いか確認してください。③は複数を省略して記載している場合がありますが、その場合は修正する必要はありません。
※1 ②工種は、土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、法面処理工事、交通安全施設工事、その他とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事（土木）、塗装工事（建築）、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事から選択してください。
※2 ④契約額は、工事完成時の最終契約額（税込）です。
※3 ⑥工事成績は、該当する工事等成績評定要領で定められる「工事等成績評定通知書」又は「小修繕工事等成績評定通知書」で通知されている評定点と同じか確認してください。
- 連絡方法** 以下の「工事成績修正連絡書」を下記の連絡期限までに連絡先に送付してください（FAX不可）。
工事成績修正連絡書は「京都府ホームページ＞産業・雇用＞入札情報＞建設工事等＞競争入札参加資格（建設工事・測量等業務）＞4 工事成績の確認について」からダウンロードできます。
- 連絡期限** 令和5年12月28日（木）（当日消印有効）まで
- 連絡先** 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府建設交通部 指導検査課調整係

■ 参考① [等級区分について]

京都府が発注する建設工事の競争入札参加者の資格を定める等級区分は、以下の客観点と主観点を合計した総合点に基づき実施する。なお、府内業者の鋼構造物工事を除く指定建設工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事）については、工事種別毎に等級区分を設け、それ以外の工事種別及び府外業者については、等級区分を設けず、「資格有り」とする。

[総合点] $X = P + B + C + D - E + F + G + H + I + J + K + L + M$ （F～Hは府内業者のみが対象）

(客観点) P：経営事項審査数値

(主観点) B：工事成績による評定点（-40～40点）

C：ISO、KES取得による加算点（0～20点）

D：障害者雇用による加算点（0～10点）

E：不誠実な行為の有無による減点（0～50点）

F：「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づく加算点（0～Pの5%）（府内業者のみ）

G：建設機械保有による加算点（0～20点）（府内業者のみ）

H：建設機械運転技術者雇用による加算点（0～20点）（府内業者のみ）

I：社会貢献表彰等による加算点（0～10点）

J：優良工事表彰等による加算点（0～20点）

K：建設業労働災害防止協会への加入による加算点（0～10点）

L：不当要求防止責任者の選任届出及び講習受講による加算点（0～10点）

M：保護観察対象者等雇用に係る加算点（0～10点）

■ 参考② [工事成績による評定点について]

工事成績による評定点は、資格審査基準日（令和5年11月1日）の直前4年間に京都府等が発注した対象工事の工事成績を下式により加重平均した値に基づく下表による評定点をもって評定する。なお、令和元年11月1日から令和4年10月31日までの工事成績は、令和5年度資格審査以前に確認済みです。

加重平均値 = $\{\log(\text{契約額1}) \times (\text{工事成績1}) + \dots + \log(\text{契約額n}) \times (\text{工事成績n})\} / \{\log(\text{契約額1}) + \dots + \log(\text{契約額n})\}$ （注：契約額は10万円を除いた値を使用）

| 加重平均値 | ～50 | 50～55 | 55～60 | 60～65 | 65～70 | 70～75 | 75～80 | 80～85 | 85～ |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 評定点 | -40点 | -30点 | -20点 | -10点 | 0点 | 10点 | 20点 | 30点 | 40点 |

（※加重平均値の下限は「以上」、上限は「未満」）